

第17期船橋市男女共同参画推進委員会第5回会議録

1. 開催日 令和5年10月24日（火）午前10時00分から
2. 開催場所 市役所9階 第一会議室
3. 出席者 9名（欠席4名）
4. 傍聴者 2名
5. 議題
 - (1) 第17期提言書について
 - (2) 令和5年度男女共同参画社会標語コンクールの審査について（非公開）

〈事務局〉

それでは、定刻となりましたので只今より第5回船橋市男女共同参画推進委員会を開始させていただきます。

この会議は、船橋市情報公開条例第26条の規定に基づき公開となっており、会議録につきましても市のホームページで公開いたします。なお、議題2につきましても不開示情報が含まれますので非公開となります。

配布資料の確認をさせていただきます。次第をご覧ください。

配布資料は事前に郵送させていただいた、

資料1 提言項目案一覧

資料2 男女共同参画社会標語コンクール 過去の受賞作

資料3 男女共同参画社会標語コンクール 応募状況

資料4 男女共同参画社会標語コンクール 事前審査集計表

がございます。

本日配布した資料として

資料5 指標一覧（第4次船橋市男女共同参画計画）がございます。

不足等ございませんでしょうか。

よろしければ、以上で、配布資料の確認を終わらせていただきます。

〈事務局〉

では、本日の議題に入りたいと思います。この後の進行につきましては、船橋市男女共同参画推進委員会設置要綱第5条に基づき、会長の大石様をお願いいたします。それでは大石会長お願いいたします。

〈大石会長〉

それでは次第に沿って、会議を進めていきたいと思っております。

まず議題（１）「第１７期提言書について」まず事務局から説明をお願いします。

〈事務局〉

議題（１）「第１７期提言書について」ご説明します。

資料１「提言項目案一覧」をご覧ください。

先だってはお忙しい中、提言項目の案を提示していただきありがとうございました。

今ご覧いただいている一覧につきましては、提言項目がわかりやすいように、第４次船橋市男女共同参画計画の施策の体系にある７つの「方針」別に整理させていただきましたものです。

まず、方針１．政策・方針決定過程への女性の参画の拡大については、女性の参画の拡大や、男性の育児休業取得について番号１～４の四つの案をいただいております。

なお、男性の育児休業取得率について資料がございませぬので、本日お配りした資料５．第４次船橋市男女共同参画計画の指標一覧をご覧ください。

こちらは前回、提言書作成の参考としてお配りしたものです、指標の一部は市の特定事業主行動計画に合わせたものとなっております。

このたび、男性の育児休業取得率について、政府の目標である「地方の公務員に係る男性の育児休業取得率」の変更に伴って、市の特定事業主行動計画が８月３１日に一部改定されました。そのため、男女共同参画計画の指標、男性の育児休業取得率に変更が生じたので、あらためて指標一覧をお配りしました。

課題Ⅰの指標⑤男性職員の育児休業取得率をご覧ください。

変更前は、市職場における男性職員の育児休業取得率について令和７年度目標値を４０％としておりました。変更後は、市職場における男性職員の育児休業取得率（１週間以上取得）について令和７年度目標値は８５％となります。

資料１の１ページに戻ってください。

方針２．雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）については、仕事と家事・育児・介護との両立について５番～７番の三つの案をいただいております。

次に、２ページの方針３．誰もが安心して暮らせる環境の整備について、ひとり親世帯支援や、多様な性、地域防災や高齢者支援について８番～１３番の六つの案をいただいております。

なお船橋市では、ひとり親世帯支援について「第４次船橋市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、ひとり親家庭等の生活の安定と向上、自立の促進を図つ

ており、また高齢者支援については「第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定し、介護保険サービスとそれ以外のサービスを組み合わせ、介護予防、生きがいづくり、など高齢者に関する各施策の総合的な推進を図っていることを参考までに補足させていただきます。

次に、3ページの方針4.女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくりについては、DV相談窓口の周知や支援、性暴力について14番～18番の五つの案をいただいております。

続いて、4ページの方針6.育児・介護の支援基盤の整備について、保育や介護の施設やサービスについて一つの案をいただいております。

続いて、方針7.男女共同参画推進のための意識改革、理解の促進について、男女共同参画の意識啓発や事業周知について20番～22番の三つの案をいただいております。

最後に、5ページの23番について、方針を一つに絞り込むことができなかつたため三つの方針を併記させていただきました。方針3が母子・父子自立支援員によるひとり親家庭の相談、方針4が女性の生き方相談と女性相談、方針6が子どもの発達に関する相談となります。

以上、23の提言項目案をいただいております。本日はこの案をもとに話し合いを進めていただくこととなりますが、大変に幅広い項目になっております。

各委員からご提出いただいた項目には、提言理由を記載しておりますので、それを参考にしながら、提言項目の絞り込みやこういった趣旨の内容にするか、ご検討いただければと思います。

最終的には、いただいた提言理由を全て提言書に盛り込むことはできませんが、本日のご意見を踏まえながら事務局で提言書の案を作成し、次回会議で議論いただく予定であります。

なお、提言項目の数としては、方針一つにつき提言項目一つ、分野が広いものについては二つ程度を目安としていただければと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

〈大石会長〉

ありがとうございます。ただいまの説明に対してご質問ございますか。

〈大石会長〉

よろしいでしょうか。そうしますと、前は15期の推進委員会で提言書を出していますけれども、最終的には年度末に市長に対して推進委員会としてこういうふうに改善してほしいというところを提言するという形になりますので、その項目を今日絞り込んでいくというイメージです。

実際の文案ですとか最終形についてはこの後に2回ある会議で揉んでいきますから、今日はむしろ絞り込みというイメージで、どういった骨子を作っていくかというのを皆さんで共有していきたいと思っています。

その前提として皆さんから色んなご意見をいただいていますけれども、少し補足とか、もしくは詳しい背景とか、わからない点を聞きたいということがあれば確認していきたいので、何か補足や各項目に対するご質問があればあげてください。

〈大石会長〉

ごぎいませんか。

後から進行の中で思いついたら遠慮なくおっしゃってください。

では、先ほど事務局の方から説明があったように、各方針について一つ程度、必ず一つではないですけれども、絞り込んでいきたいと思います。

因みに、資料1では方針5はないですけれども、基本的に方針4と5はDVを中心として、その女性に対する暴力を予防する、その被害者を支援するというようなところなので、方針4と5は一つのカテゴリーと考えてよろしいかと思えます。

それでは、まず方針1から進めます。資料1の1ページをご覧ください。

ここにおいては、4項目の案があがっておりますが、大きくは二つ。女性の参画を拡大しようという1番と2番、それから、男女も問わずですが特に男性の育休の促進と、先ほど説明にもあった通り、かなり大きく目標値もあがったということですし、3番と4番については除くのかなとは思っておりますが、この件に、何かご意見やご質問ごぎいませんか。

〈木暮委員〉

全体を通して思うのですが、なるべく具体的な内容を選ぶ方がいいのかなと思っております。

具体的にも、男性の産休取得っていうのが、結構、社会に大きな影響を与えられるのかなというところで私は3番の案を推させていただきます。今後の案についてもですけど、なるべく具体数字ですとか、具体的に行政の方向を示唆できるものを選んでいきたいなと思っております。以上、意見です。

〈大石会長〉

ありがとうございます。ちなみに、3番には産休取得と書かれていますけど、育休取得という形で大丈夫ですか。

事務局に質問ですが、資料5の説明では育休について市が目標数値を変えま

したとありましたけど、産休という指標は特にはないですよ。むしろ育休に絞っているという理解でよろしいですか。

〈事務局〉

特定事業主行動計画には、男性の育休という指標のみが掲載されております。

〈大石会長〉

すいません、私の意見ですけど、産休は女性だけなのかなと思うので、そこはもう育休という形でよろしいですかね。

〈木暮委員〉

そうですよね。はい。

〈大石会長〉

ありがとうございます。

〈藤井委員〉

そのご理解で間違いございません。

男性の場合は自らが産むわけではないので育休で、あえて言えば、お産の直後またはその当日の休みという概念はなきにしもあらずなんですけど、それだとせいぜい1日2日ぐらいしか取れない話なので、育休の取得の促進という言葉で統一された方がよろしいかと思えます。

〈大石会長〉

ありがとうございます。では、方針1についての提言の内容としては、男性の育休取得促進と、ひいては4番につながる、民間にも普及していくことを市が率先して目指していくというような方向性でまとめられたらと思えます。

方針1について他にご意見ございますか。

〈大石会長〉

よろしいでしょうか。それでは方針2になります。

案は5、6、7番とありまして、こちらも比較的その理念的なところが大きいものではありますが、意識を変えていくという点でも非常に大きなところだと思います。5、6、7番をご覧になって、まとめ方、この具体的な提言のあり方について、ご意見あればぜひお願いいたします。

〈大石会長〉

先ほど小暮委員から意見があった、できるだけ指標等で具体的に入れるようにしていきたいという方向からすると、資料5にある③、④あたりの指標がここに関わってくるところで、いわゆる啓発、それから特にワーク・ライフ・バランスの周知ですとか、そのあたりが中心かとは思いますが、指標としてこれを入れた方がいいというご提案などもあれば、ぜひご発言ください。

〈中村委員〉

資料で言うと資料5の裏面でしょうか。「男は仕事、女は家庭」という考え方について、そう思わない人が70.6%いるにもかかわらず、社会全体で男女平等と感じている人は18.7%しかいないということが、何か大きな問題かなと私は思っています。

男女平等がいいと思っても実際そうになってない。ここに何かヒントが隠されているんじゃないかなと思うので、この辺をしっかりと提言していくのが大事なかなというふうに思っています。

〈大石会長〉

そうしますと中村委員の意見としては、理念的にはいわゆる固定的な性別役割分担に否定的な市民が圧倒的だと、ただし実際自分の周りでは平等感が薄いというところのギャップを埋める必要があるという提言ですね。そこに数値を用いて具体的にというイメージで、皆さんいかがでしょうか。

〈中尾委員〉

私も7番を提案させていただきましたけど、市の方が色々資料を作っていたので、それでやっと実態がよくわかりました。この場を借りてお礼申し上げます、どうもありがとうございます。

それで、やはり中村委員がおっしゃるように、アンケートからみて平等の意識と実態の差が出ているんです。この数値をどの程度使うかわからないですけども、内閣府の統計とか、例えば女性労働力率のM字曲線も、船橋は全国と共に結婚・出産期に当たる年代が下がっているけども、船橋の下がり方が全国より下がり方が大きいとか、あとは、これは統計がないとおっしゃっていましたが、要するにM字曲線の中央部分が下がっているけれども、その後の就労内容は正規雇用というよりも非正規雇用が多い。

そのあたり、もうちょっと正規雇用に就けるような環境作りを、これは企業の方の問題ですけども、それを促すような啓発活動をしていただきたいという、そのあたりまでを提言に入れていただきたいと思っています。

〈大石会長〉

はい。そうしますと先ほど中村委員のご意見にもあったように、資料5の指標を使ったこのギャップを示して、そこを埋めるべきだという提言が一つ。

そして今、中尾委員がおっしゃったのは、更に内閣府の調査と船橋市との比較を踏まえてギャップがあるという現実をデータで示していくと。その中で、そのギャップを埋めるための取り組みなり啓発が必要だという提言の方向ですね。

お二方からそういったご提案がありました。皆さんいかがでしょうか。

〈藤井委員〉

今、中尾委員がおっしゃられた部分、大変私も共感するところでございまして、あくまで私の推論ですけど、意識としては7割の方が、差があるのは良くない、旧来の考え方は良くないと言いつつも、実際には現実社会の雇用の場で女性の方が正規雇用の割合が低くなったり、管理職の割合が低かったりするから、その分、結果的に家庭での役割が女性の方に比重がいつているというのがあるので、雇用が家庭に影響を及ぼしているということを考えれば、雇う側の意識の方に市としてもしっかりと働きかけるような文言は必要だと私は思います。言っていないと変わっていかないと私は思います。

〈大石会長〉

はい。ありがとうございます。

そうすると今の藤井委員のご意見としては、中尾委員のご意見に加えて市が取り組むべきという提言ですので、市がその民間の企業に働きかけていくべきだという視点を入れる方向ですね。ありがとうございます。

方針2は以上でよろしいですか。

〈大石会長〉

では、その方向でまとめていきたいと思えます。

〈大石会長〉

では方針3、誰もが安心して暮らせる環境ということで、これは広く関わるところで、必ず一つに絞れるかというところはありますが、資料1の2～3ページにわたって見ていただくと、ひとり親支援、それから性の多様性、地域の防災、高齢者というところで案があがっております。

こちらについて8～13番と案が出ている中で、ぜひ自治会の関係からも、文川委員から環境整備というところで何かご意見あれば、いかがでしょうか。

〈文川委員〉

12番の、男女共同参画を踏まえた地域防災力の向上ってありますけども、前回、私から発言させていただいたことが、ほとんど入っておりました。

要するに、できた組織の中にはめ込むんじゃなくて、作る段階から女性を入れて組織作りをやっていこうっていうのが、今、自連協の方でもぼちぼち言われていることです。でも、その中でも、町会・自治会というのは、役員の方の年齢がかなり高いので、若い人が入ってきて意見を言っても聞き入れてもらえないところもあるらしいです。

ところが、分譲マンションは比較的40代50代までの若い方が多いですから、ある程度の意見は述べられて受け入れられるっていうこともあるんですけど、マンションのような大きな建物の自治会は、自連協には入りますけど地区の集まりである地区連には入ってこないです。

これは本当に頭の痛いことなんですけども、やはりあと10年ぐらいたたないと、なかなかそこはうまくいかないです。女の人が入ってこられても、意見が通りにくい。

私なんかは町会長という職を引き受けて、ある程度自由な発言をさせていただきますから、私の方で女性にも役員をお願いして、今4名の方が増えましたけど、まだ周囲の理解が十分とは言えません。まだまだ年長者に遠慮をしながら物事を進めていくことが、ままあります。

〈大石会長〉

そうしますと、市は働きかけることで今おっしゃった地域の問題に少しでも後押しできるかという観点が入れられたらと思うのですけども。

小澤副会長、追加であれば。

〈小澤副会長〉

実はこの案を書かせていただいたのは私です。私共も防災の関係で様々な場所でお話して、かつ、今は危機管理課と、女性のための防災リーダー育成の事業をやらせてもらっていますけども、やはり頑張っていこうという女性の方がいらっしゃるのに、なかなかその声が、町会・自治会の中で受け入れられていかない現実です。

でも皆さんご存知の通り、災害が起これば、ご家庭にいたりご高齢の方々のお世話をしているのは、今のところ女性の方が多いという現実からみると、やっぱりその方々が実際にどのように活躍していけるかというのを、頑張っていただけのようにしていくということが必要だと思って書かせていただきました。

ただ、今おっしゃったように、現実の話はもっと厳しいものがあるよというところは私共も感じているところです。ありがとうございます。

〈文川委員〉

昨日の常任理事会で聞いた話では、船橋市の自治会・町会で今、市から補助金をもらって防災士の資格を取った方が88人いるらしいですが、市の防災フェアに出てくるのが10人しかいない。

他の方々が窓口が狭くて入ってくれないという問題もひとつあるんですよ。

多分町会じゃなくて自治会なんかですと、女性も多分防災士を持っておられる方もいると思いますけど、登録はされておられません。その辺が痛し痒しなんですよ。

もっと女性の立場をきちんと認めて、そういう資格を持ってる方であれば、強制じゃなくて、時間の許すときに来ていただけるっていう形で進めたらどうかという言葉が自連協の常任理事会で出たので、一言言わせていただきました。

〈大石会長〉

ありがとうございます。方針3の中で引き続き防災に対する提言を入れるという方向でご意見が出ていますけども、それ以外の項目ではいかがでしょうか。

〈木暮委員〉

外枠の話をしたいのですが、全体としては方針が結構広くなるならば二つぐらい入ってもとお話がありまして、防災の方に広がってこの女性の参画ってことになると、方針7の方でもその女性の参画推進がメインになると思うので、これについては、似たような内容だとしても2回唱えることにもすごく意味があると思いますし、かといってこの項目で、ひとり親世帯支援の推進を無くすのもどうかと思っています。

この項目、ひとり親世帯支援の推進については入れた方がいいのか入れない方がいいのか議論したいです。

つまりこの項目二つにするのかっていうことですけど。

〈中村委員〉

その外枠のお話ですけど、どのくらいの項目数にしようか、みたいな話で。元々方針が「誰もが安心して暮らせる環境の整備」という方針なので中身を見ると、誰もがというところに、ひとり親とか、多様な性とか高齢者とかっていうのが入っていて、暮らせる環境みたいなところが地域防災みたいなお話かなと聞いて思いました。

どちらも、女性の視点が絶対大事とか、参画した方がいい、みたいなことだと思うので、誰もがみたいな視点で、ひとり親の話とか、多様な性とか、高齢者の話を一つ項目として設けて。環境の方で地域防災みたいな話を持っていくみたいな。元々方針がこの二つ論点があるんだろうなと思っているので、項目の方も二つ設けるのが適切かなというふうに思いました。

〈大石会長〉

ありがとうございます。

今の中村委員のご意見で、まず方針3の中の一つ目として、誰もが安心してというところに、その具体例としてひとり親や多様な性、それから高齢者の支援というところをまとめたカテゴリーにすると。

そして、二つ目として、先ほど議論があった地域防災の向上ですね。

この大きく二つを、方針3に盛り込む方向でいかがでしょうか。

〈松本委員〉

やはり先ほど中村委員がおっしゃったように、誰もがと安心ということで、この12番だけに絞ってしまうと、ひとり親の問題など残されてしまうというか入らなくなってしまうので、ひとり親もすごく大事なことだと思うんですね。ひとり親で苦しんでいる方いっぱいいらっしゃると思います。それから、防災も必要だと思いますね。

そして文川委員のお話を伺うと、自治会の改革と重要性をすごく今感じています。ひとり親を発見するのも、やはり近くにいる自治会の隣近所の方というのがすごく私はあるのではないかなと前から思っておりました。ですから何かそういう、これは少し話が違ってくるのだけれども、自治会の改革と重要性、そして女性の活用ということがすごく重要かなと考えております。この項目では両方あげることが良いと思っております。

〈大石会長〉

ありがとうございます。

それでは方針3については、今皆さんでお話いただいた二つのところで大きく盛り込んでまとめていきたいと思えます。

〈大石会長〉

では次、方針4と5を配偶者等からの暴力のまとめた形で、大きくはDVに関して予防啓発や支援という、この重要性については14～17番の案を提言でまとめる方向でよろしいと思えます。

18番については、本当に今般、芸能界での事件を機に非常に取りざたされている、これはこれで深刻な問題がありまして、この扱いについて、少しお話ししたいと思います。

まず事務局の方から、国に動きがあるということでご紹介いただいてよろしいですか。

〈事務局〉

現在の動きとしては、国が9月に「男性のための性被害ホットライン」を開設しており、性暴力被害を受けた男性の方を対象とした相談窓口を始めております。また、千葉犯罪被害者支援センターにおいて「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（#8891）」で、相談等の支援をしております。

さらに警察では、性犯罪被害相談電話として全国共通の番号（#8103）を運用しております。

現在のところはそういった状況になります。以上です。

〈大石会長〉

ありがとうございます。今、事務局から説明があった通り、動き始めたというところで、今の時点でこの推進委員会からの市に対する提言とまでもっていけるほどはまだ具体的な流れがないというのが正直なところです。ご提案いただいた方には申し訳ないですが、もちろんこの視点はとても大事なもので、次期の男女参画計画策定には今後入ってくるのは当然のことだと思っておりますが、今回の提言からは外すということで考えたいと思っています。

そこはよろしいでしょうか。

〈大石会長〉

本当に重要な視点なので、ここ1年で非常に皆様の意識もあるところですし、決して必要ではないということではありませんが、提言書の中には盛り込まないというところでご了承いただけたと思います。

〈大石会長〉

では、次の方針6ですね。育児・介護の支援基盤の整備について、19番ですけれども、支える職員について具体的に書いていただいています。

この件に関して、質問や追加のご意見等ありましたらお願いします。

〈大石会長〉

いかがでしょうか。提言としては、市ができることとして職員配置ですとか待

遇改善によりサポートする、支援する体制を充実させてほしいというものになっていくと思いますので、冒頭に木暮委員からのご提案があったように、なるべく指標を入れて具体的にというところですね。入れ方もあると思いますけども、ちょっとこの内容自体は、具体的に、方針6については支援する組織施設の人員の充実について提言するという方向でよろしいですか。

〈大石会長〉

ありがとうございます。

〈中尾委員〉

この19番を提案させていただきました。

手続きのオンライン化、これが今進められようとしていると木暮委員から伺いました。私の娘が実際に経験したことですが、保育園への申請手続きの書類の多さがかなり大変で、これを早期に進めていただきたいという、このオンライン化の言葉も入れていただきたいと思います。

〈大石会長〉

体制の充実の中に、人員の面とオンラインのような使う側のユーザーがよりアクセスしやすいオンライン化、ということを入れるというところですね。ありがとうございます。

〈大石会長〉

では次に、方針7の男女共同参画推進のための意識改革、理解促進というところで、20～22番とご提案いただいております。これに関して追加で質問やご意見ありましたらどうぞお願いします。

〈大石会長〉

泉委員から何かございましたらお願いします。

〈泉委員〉

この部分は先ほども、どなたかがおっしゃっていましたが、意識改革自体はある程度進んでいるけれど、具体的な平等感には結びついていないところもあって、具体的にというそのあたりと合わせてということになるんですかね。

どこで出たんでしたっけ。

〈大石会長〉

方針2のところですね。

〈泉委員〉

そうですね。方針7は大事なところですけど、どうしても抽象的な感じになってしまうのかと、方針2との棲み分けをどうするのか、あるいは同じような内容だけでも方針7できちんと提言をするということであれば、それでもいいのかなと思うのですが、そのあたりがどうしたらいいかなと思いました。

〈大石会長〉

ありがとうございます。先ほどの方針2の議論の中では、ちょっと重複してもいいので、方針2と7に入れていくというようなお話だったと思います。

ここからは私の意見ですが、今回22番に関して、私としては少し具体的に入れたらと思っています。というのも、前回の推進委員会で、事業評価報告書を皆さんで議論して、今回初の試みとして概要版を作成したというのがあります。分厚い事業評価報告分だけではなくて、概要版を作ることで薄く、私達で強調したい事業についてピックアップして今回初めて作ったので、そのような形でやったということをアピールしつつ、わかる形で市民に市の男女共同参画への取り組みを周知していくところをちょっと入れたいなと思っていますので、何度もずっと言い続けるしかない意識啓発のところは繰り返しも言う。それに加えて、少し今期に具体的に形になったところを入れるという方向でいかがでしょうか。

そこにまた付け加えることがあれば、ぜひご発言いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

〈大石会長〉

ありがとうございます。では、方針7はそのような形でまとめたいと思います。

〈大石会長〉

それでは最後のところですね。内容が多岐にまたがるんですけども、やはり市としてこの事業全体の男女共同参画の事業をするにあたって、いろいろな制度、特に相談業務ですね。そこでの相談がより充実するよという視点でのご提案なので、これは横断的に。最後に入れるか間に入れるかというのはあるんですが、横断的にこういう事業で成果を出している、これだけの相談もあるということと、受け止めきれないものに対して、より充実した相談体制をとというような形でまとめていきたいとは思っています。

ちょっと最後駆け足になってすみません。今のところで、そういった形を考えておりますが、流れとしては大丈夫ですか。

〈大石会長〉

今は骨子だけですので、肉付けはこれから2回会議がある中で、皆さんの意見を聞きながら、また、指標の入れ方ですとか、表現についても検討していきたいと思いますので、今日は骨子で大体の方向性がまとまったというところによろしいでしょうか。

〈大石会長〉

それでは長くなりましたが、活発なご意見いつもありがとうございます。
議題1について、以上で終わります。
ここからは非公開の議題2となります。